

諮問（情）第65号

答 申

## 第1 審査会の結論

建築工事における見積調整率の参考値に係る公文書公開請求に対して、札幌市長（以下「諮問庁」という。）が行った一部公開決定（以下「原決定」という。）は妥当である。

## 第2 審査請求に至る経緯

### 1 公文書の公開請求

審査請求人は、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和元年5月16日付で、諮問庁に対し、札幌市公共建築工事積算要領によらない見積価格の調整率をまとめた「見積調整率の参考値」について、公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 原決定及び非公開部分

#### (1) 原決定

諮問庁は、本件請求に係る対象公文書として、「平成31年度建築工事適用 見積調整率の参考値」（以下「本件文書」という。）を特定し、令和元年5月29日付で原決定を行った。

#### (2) 非公開部分

本件文書中、見積調整率の参考値が分かる部分（以下「本件非公開部分」という。）

### 3 審査請求

審査請求人は、原決定を不服として、令和元年6月3日、諮問庁に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

原決定を取り消し、本件非公開部分を公開するとの裁決を求める。

### 2 審査請求人の主張

(1) 濟問庁は、札幌市に見積書を提出する事業者（以下「見積提出事業者」という。）が見積調整率を加味して見積書を提出することを想定していると思われるが、複数

の事業者から見積を徵取することで高額な見積価格を排除することができているはずである。

- (2) 諮問庁は、契約後の金額入り設計書を公開しており、過去に契約済みの同種工事から見積価格を類推することが既に可能である。
- (3) 予定価格の類推は、見積単価によるものだけではないため、見積単価が正確に類推できたとしても、予定価格を正確に類推することは難しい。
- (4) 入札の適正な価格とは、予定価格と最低制限価格の間の価格であり、見積調整率を公開したからといって適正な価格での入札が困難になるとはいえない。
- (5) 不当に高い見積を防止するために複数社から見積を徵取するのであって、疑わしいことは前回の同種見積を調査すればわかることであり、見積調整率を公開したからといって、全ての見積が不当に高額になるとは考えられない。
- (6) 予定価格の類推は、入札に参加する事業者（以下「入札参加事業者」という。）なら必ず行うことであり、「適正な競争に支障を及ぼす」ものではない。
- (7) 隨意契約においても、予定価格に極めて近い価格の落札率で契約されたとしても、それは入札参加事業者の利益率の問題から入札価格を決めていることであり、札幌市の財産上の利益を不当に害するものではない。
- (8) 見積調整率を公開することで見積価格が調整されているかどうかは、諮問庁に判断することはできず、仮に調整する業者がいたとしても、見積依頼先を変える又は過去の見積額を参考にする等により防止することは可能である。また、見積先が限定的となる場合でも、遠隔地から見積を徵取することで見積単価が上昇することを防止することは可能である。
- (9) 諮問庁は、金額入り設計書を希望者へ公開しており、見積提出事業者もこれを入手可能である。見積提出事業者は諮問庁が採用した見積単価から「役所査定率」を把握し、現在でもそれを加味した見積書を提出しているため、諮問庁の主張するような不当に高額な見積書とはならない。
- (10) 見積調整率を公開したとしても、安易に予定価格が類推されるわけではなく、公共建築工事標準単価積算基準に則った計算を行う必要があり、建築物価調査会が公表する単価資料を購入し調査しなければ類推することはできない。
- (11) 札幌市は、「一般実績価格（見積策定期価）」として、見積単価をホームページで公表しており、土木工事は公表しているのに、営繕工事は見積調整率さえ公表しないというのは納得できない。

#### 第4 諒問庁の説明要旨

諮問序の説明は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件非公開部分を公にすることにより、見積調整率を加味した見積書が提出され、その結果見積価格が上昇し、本市において適正な見積単価の設定ができなくなり、予定価格が上昇するおそれがある。
- (2) 建築工事の工事種別は多岐に渡り、その工事種別によっては見積提出事業者が限定される場合も少なくなく、入札参加事業者は、当該見積提出事業者から見積価格の聞き取りをすること等により、公開された見積調整率や過去に公表された予定価格や内訳書等を用いて、実際の予定価格に近接した予定価格の類推が可能となり、公正な競争が損なわれるとともに、適正な価格での入札が困難になるおそれがある。
- (3) 見積単価は、複数の事業者から見積を徴取し、そのうちの最低価格に見積調整率を乗じて算出しているが、本件非公開部分を公開した場合、各事業者が見積調整率を加味して見積価格を設定することで、最低の見積価格も上昇することとなり、本市において適正な単価の決定ができなくなる。
- (4) 本件非公開部分を公開した場合、入札参加事業者は見積提出事業者から見積単価の聞き取りをすること等により、予定価格に用いる見積単価の類推が可能となる上、過去に公表された予定価格や内訳書等を用いれば、実際の予定価格に近接した予定価格の類推も可能となる。
- (5) 隨意契約等一部の事業者のみが参加する入札の場合においては、予定価格に極めて近い価格の高い落札率で契約がなされることも考えられる。
- (6) 工事種別によっては、見積単価が予定価格の算定に大きな影響を与えるものもあり、見積調整率を公開すると、見積単価の類推が可能となり、ひいては予定価格を類推されることとなる。
- (7) 札幌市は、過去に、入札前に予定価格を公表する、いわゆる事前公表を行っていたが、国が全国的な問題として指摘したこと等により、契約後に予定価格を公表する取扱い、いわゆる事後公表に変えた経緯がある。  
国の指針によると、予定価格を事前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、入札参加事業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること等の問題があることから、入札前には予定価格を公表しないこととしている。  
また、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表においても、事後の契約において予定価格が類推されないことを前提として公表を認めているものであり、予定価格に極めて近い価格が類推される場合は、適正な競争に支障を及ぼすと考えられる。

- (8) 見積調整率を公開することにより類推された見積価格を基に、予定価格に極めて近い価格を類推できた場合においては、類推した予定価格の範囲内で、自社の利益を見込んだ積算以上の高い価格設定をすることが可能になる。
- (9) 一度、見積調整率が公になれば、全ての事業者において見積調整率を加味した見積書の提出が可能となるのであるから、見積依頼先を変更することにより不当な見積書を排除することは困難である。また、見積価格は市場の動向等によって常に変動するものであり、過去の見積価格を参考にして予定価格を決定することはできない。
- (10) 遠隔地の事業者から見積を徴取した場合、本市の実勢価格を反映した見積価格とならないおそれがある。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件文書について

札幌市における建築工事に係る入札等では、国が定める公共建築工事標準単価積算基準や刊行物単価等を基に標準単価を定めており、各工事に係る当該標準単価を積み上げることにより予定価格を算出しているが、予定価格の算出に当たり、標準単価で定められていない単価が必要となる場合は、当該単価を算出するため、複数の事業者から見積書を徴取し、その中の最低の見積価格に見積調整率を乗じることにより、その都度、見積単価として算出している。

本件文書は、諮問庁が作成した、建築工事に係る各工事種別の見積調整率の参考値を記載した文書である。

### 2 非公開情報該当性について

本件非公開部分について、審査請求人は条例第7条第5号イの非公開理由（以下「非公開理由」という。）に該当しないと主張しているのに対し、諮問庁は非公開理由に該当すると主張していることから、その該当性の当否について検討する。

#### (1) 条例の規定について

条例第7条第5号イは、「市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」のうち、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められるもの」は公開しないことを定めたものである。

#### (2) 本件非公開部分について

本件非公開部分は、事業者から徴取した見積価格を、より実勢価格に近付けるために見積価格に乗じる率である。

本件非公開部分を公にすることにより、諮問庁が見積価格からどの程度の金額を差し引いて見積単価を算出するかが明らかになる。そうすると、見積提出事業者は、より利益を確保するために、諮問庁が差し引く金額を加味した見積書を提出することとなることから、おのずと見積単価は上昇し、ひいては予定価格が上昇すると認められる。

また、諮問庁からの事情聴取及び審査請求人の口頭意見陳述によると、入札参加事業者は、札幌市が見積を依頼したと想定される見積提出事業者に対して、札幌市に提出した見積書の金額の聞き取りを行うことができることであった。

このような状況を鑑みれば、本件非公開部分を公にした場合、入札参加事業者が、札幌市が徴取した見積価格を必ず把握できるとは限らないとしても、見積提出事業者がある程度特定されるものについては、入札参加事業者において見積単価を把握することが可能となる。

見積単価が明らかになると、過去に公表された金額入り設計書から明らかになった標準単価と合わせることにより、予定価格を類推することが可能となり、当該予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、入札参加事業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があることなどの支障が生じると認められる。

以上のことから、本件非公開部分は、公にすることにより、札幌市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められるため、条例第7条第5号イに該当することから非公開が妥当である。

### 3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審議経過

審議経過は、次のとおりである。

年　月　日	審　議　経　過
令和元年　8月　30日	諮問書、諮問庁の一部公開決定理由説明書等を受理

令和元年 9月 4日	審査請求人に諮問庁の一部公開決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出等を要請
令和元年 9月 13日	審査請求人の意見書を受理
令和元年 9月 18日	諮問庁に意見書を送付
令和元年 12月 18日 (第178回審査会)	審議（事案の経過・概要等）
令和2年 1月 21日 (第179回審査会)	審査請求人の口頭意見陳述、諮問庁からの事情聴取及び審議
令和2年 2月 20日	答申